橿原市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 29 年 7 月 11 日 制定 令和 5 年 4 月 12 日 改正 橿原市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。)の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

橿原市は、全体的に大和平野が広がり起伏が少なく僅かに「大和三山」及び南部に中山間地域が点在する景観に農地や市街地が形成されている。このような、地形を生かした水稲を主体とする農業生産が展開されているが、近年施設園芸も盛んに行われている。こうした農業経営の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化が求められている。

特に、中山間では、山林化した遊休農地の発生や平野部においても農業者の高齢化・担い手不足による耕作放棄地の増加が懸念されていることから、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」(農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案(令和4年法律第56号)による改正後の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。)第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。)に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の特性を活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、橿原市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する奈良県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する橿原市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」 (令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け 3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「最適化活動の目標の設定 等」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和4年3月)	9 5 5 ha	14.1ha	1. 5%
3年後の目標 (令和7年3月)	9 3 4 ha	12.0ha	1. 3%
目 標 (令和 14 年 3 月)	8 8 5 ha	7. 0 ha	0.8%

注1:管内の農地面積とは、農地台帳に登載の現況農地面積である。

注2:遊休農地面積が10年後に7haまで減少するよう年間0.7ha減少を目指す。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 利用状況調査(農地パトロール)と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員の担当地区割制による農地パトロール (農地法第 30 条第 1 項の規定による「利用状況調査」に位置づけておこなう。)と農地法第 32 条第 1 項の規定による「利用意向調査」の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。なお、それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、 農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、農地パトロールの時期にかかわらず日常的に実施する。

また、利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受けて、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付けを促進する。

③ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて 速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく 「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりと する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の耕地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和4年3月)	9 0 4 ha	102.9ha	11.4%
3年後の目標 (令和7年3月)	883ha	157.1ha	17.8%
目 標(令和14年3月)	8 3 4 ha	283.6ha	34.0%

注1:管内の耕地面積とは、「耕地及び作付面積統計」における耕地面積である。

注2:担い手への農地利用集積は、奈良県が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に掲げる令和13年度における集積率34.0%を目指す。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」への作成・見直しについて

農業委員会として、地域(1集落又は数集落)ごとに人と農地の問題を解決するため、 10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的 に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は橿原市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等について、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングの促進を図る。

③ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間 管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3)担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農 業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数	
過去3年間の現状	2. 经票件	
(令和元年度~令和3年度)	3 経営体 	
3年間の目標	6 経営体	
(令和4年度~令和6年度)	0 在 4 体	
10年間の目標	20経営体	
(令和4年度~令和13年度)		

注1:経営体は、個人及び法人である。

注2:新規参入については、これまでの実績を踏まえて、年度ごとに2経営体の参入を 目指す。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

奈良県、橿原市、農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者(個人、法人)を把握し、新規参入を促進する。

② 新規就農フェア等への参加・活用について

奈良県、橿原市、農協等と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加することで情報の収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者(個人・法人)の定着を図るため、参入後のフォローアップに努める。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者(個人、法人)の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく 「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりと する。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

橿原市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、橿原市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力